

日本雑穀アワード 2023 《一般食品部門》《フローズン食品部門》

応募規定

第1条（応募対象）

日本国内において製造し販売されている、小売店舗や宅配、通信販売等により全国的な流通が可能な賞味期限表示の雑穀加工食品（以下「商品」という。）において、常温、または冷蔵にて流通する食品を一般食品部門、冷凍状態で流通する食品をフローズン食品部門の応募対象とします。雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第2条（応募方法）

所定の応募用紙に必要事項を記入し、エントリーフォームにてご応募ください。なお、審査料については、受付後にご請求書を発行いたします。応募書類受理後、審査用サンプル必要数等をご連絡いたします。

第3条（応募数の上限）

応募可能な商品数は、金賞受賞商品の連続エントリーを除き、1部門あたり2点までとします。

第4条（審査方法）

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1商品につき8名以上の審査員が審査基準に従って試食・採点し、その合計点をもって評価点数とします。

第5条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第6条（審査結果の通知）

審査結果は E-mail にてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第7条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、応募企業が受賞について発表している場合を除き、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。

第8条（受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後3年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第9条（受賞広告の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用するの広告はできません。

第10条（受賞マークの使用）

受賞マークは、商品1点につき、以下の使用料を支払うことで、有効期間内において使用することができます。なお、金賞を受賞した際には、受賞マーク（ホームページ、チラシ、POP等へのデータ使用）のお申込みが必須となります。その他、使用方法については、別途受賞マーク使用ガイドラインをご確認ください。

<使用料>

- ◇ ホームページ、カタログ、パンフレット等へのデータ使用
受賞後、1年間は無料、2年目以降 4万円（税込 4.4万円）／年間
- ◇ 個別商品への使用
金賞マークシール 3円（税込 3.3円）／枚
印刷、独自作製シール 1.5円（税込 1.65円）／枚

第 11 条 （受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第 12 条 （その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。

制定日：2022年12月26日

一般社団法人 日本雑穀協会